

第85号議案

大田区立池上会館条例の一部を改正する条例について

- 1 対象とする条例
大田区立池上会館条例
- 2 改正理由
使用料規定の整備を行うことにより、大田区立池上会館の利用しやすさの向上を図るため。
- 3 改正内容
新旧対照表のとおり。
- 4 施行年月日
公布の日から施行する。
- 5 新旧対照表

新	旧
大田区立池上会館条例 平成5年3月12日 条例第7号	大田区立池上会館条例 平成5年3月12日 条例第7号
第1条から第4条まで（現行のとおり） （使用料の減免）	第1条から第4条まで（略） （使用料の減免）
第5条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。	第5条 区長は、必要と認めるときは、規則で定めるところにより前条第1項の使用料を減額し、又は免除することができる。 <u>ただし、展示ホールを展示使用する場合は除く。</u>
第6条から第12条まで（現行のとおり）	第6条から第12条まで（略）
<u>付 則（令和2年●月●日条例第●号）</u> <u>この条例は、公布の日から施行する。</u>	